

委託業務 概要書

市長	副市長	総務部長	部長	企画監	課長	課長補佐	係長	審査	設計	係員
***				***						
執行年度	令和8年度									
業務名	令和8年度桜川総合運動公園芝刈り・除草業務委託 起工設計書									
履行場所	稲敷市柏木4-5 稲敷市桜川総合運動公園									
施工方法	請負					原契約年月日 令和 年 月 日				
履行期間	契約締結の翌日から から 令和 8 年 12 月 4 日 日間									
請負人										
費目	起工	第1回変更	増減(△)	変更請負に付する業務価格 =変更積算業務価格×請負比率 請負比率= $\frac{\text{起工時の請負決定額}}{\text{起工時積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め) 変更積算業務価格 円 請負比率 変更業務価格 円						
起工額	円									
請負に附する額 又は請負額	円									
業務価格	円									
測量試験費 又は工事雑費										
消費税相当額	円									
請負決定額										
業務概要										
内容				数量						
令和8年度桜川総合運動公園芝刈り・除草業務委託										一式
変更理由	_____ _____ _____									

令和8年度桜川総合運動公園芝刈り・除草業務委託 仕様書

1. 目的

桜川総合運動公園（浮島運動広場除く）の芝刈り及び除草業務を委託することにより、市民が安全にスポーツやレクリエーションを楽しむことのできる施設として、利用者が利用しやすい環境を整え、その機能を最大限に発揮できるようにすることを目的とする。

2. 委託場所 稲敷市柏木4-5 稲敷市桜川総合運動公園

3. 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年12月4日まで

4. 作業実施日及び時間

作業については、主に同施設が休業となる月曜日（月曜日が国民の祝日の場合はその翌日）に行い、その他の日に行う場合は、なるべく施設の利用がない日に行うこととする。

作業実施の時間は、原則として午前8時30分から午後5時の間とする。

5. 業務内容

野球場・児童広場等、施設敷地内の芝生部分の定期的な芝刈り及び除草（詳細は別紙「内訳書」による。）

※施設に配置してある乗用芝刈機・刈払機を使用して実施することとし、燃料は委託者が用意することとする。

※使用機器の故障・不具合等の対応は委託者が行う（受託者の過失によるものを除く）。

6. 委託料の請求及び支払い

受託者は一部の作業終了ごとに契約金額の一部を請求できることとし、委託者は受託者から請求があった場合は、請求書の受領後1か月以内に支払うものとする。

7. 共通仕様

- 1) 本業務を円滑に履行するため、各業務に責任者を配置すること。
- 2) 業務責任者はその業務遂行上常に委託者の監督員との連絡を緊密にし、必要な連絡報告を行うこと。
- 3) 業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し施設の安全と良好な環境の保持に努めること。
- 4) 業務実施に伴う業務記録を作成し、必要に応じて委託者に提出すること。
- 5) この仕様書は、本委託業務の大綱であり、現場の状況に応じ記載されていない事項についても誠意を持って対応すること。

8. その他

- 1) 天候の状況等により内訳書の実施回数に変更が生じた場合は、契約を変更するものとする
- 2) 仕様書に無い業務が発生した場合、簡易なものについては無償で行うこと。
- 3) その他疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により決定する。

令和8年度桜川総合運動公園芝刈り除草業務委託内訳書

内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
野球場内芝刈り作業	24	回			5・10月：月3回 6～9月：月4回 11月：月2回
施設内（野球場内・炊飯場以外）芝刈り・除草作業	11	回			5・10・11月：月1回 6～9月：月2回
施設内（炊飯場周辺）除草作業	7	回			5～11月：月1回
野球場内芝部分の散水作業	5	回			年5回（雨の状況により実施）
直接業務経費					
諸経費					
業務計					
消費税	10	%			
合計					

※備考欄の作業予定は目安とし、生育状況等により変更できるものとする。

桜川総合運動公園業務委託範囲



縮尺 1 : 3000

100 50 0